

傾がある。即ち少青壯年者の死亡割合が高い譯である。最も高きは前兩階級と同様三十歳—四十歳であるけれども、兩階級に比しては山が低い。且つ小企業者と役員とに於ては六十歳—七十歳に於て第二の山を作り居れども、労働者に於ては却つて早く五十歳—六十歳に之を見るのである。これ労働者階級の死亡が他の階級に比して年齢の若き方に其の割合多きことを證するものである。

男女について職業と死亡年齢との關係を見るに、漁業にては男の死亡者は四十歳未満の占むる割合四十歳以上それよりも遙かに低きものあるに、女の死亡者は四十歳未満、四十歳以上殆んど同じ割合である。工業にては五歳より四十歳迄の各年齢階級に於ては女の死亡者の割合常に男のそれに超過し四十歳以上にては男のそれ女に超ゆ、商業に於ては女の死亡年齢が男のそれよりも高きことは、三十歳未満まで、あつて、三十歳以上にては男の方女に超えてゐる。交通業に於ては區々であるけれども總じて女の死亡者の割合は男のそれに比して青壯年に高いことを認め得る。公務自由業に於ては以上諸職業程甚しくないけれども、尙ほ女の死亡者が青壯年に於て占むる割合が高いことを見るのである。「其の他の有業者」に至つては同様に女の青壯年死亡者の割合が、それに比して遙かに高いことは事實である。

職業上の地位より見るに、小企業者に於ては五十歳未満までは殆んど凡べての年齢階級に於て、女の死亡割合の超過を示し、役員階級に於ても男の死亡者は四十歳未満の割合が四十歳以上に比して低きにも拘らず女の死亡者は四十歳未満の方、それ以上に比して殆ど倍に近い割合を示してゐる。労働者階級に至つては、此の關係が一層明らかに表はれてゐる。即ち小企業者、役員及び労働者階級に於ては、青壯年婦女の死亡の割合が各職業種類に於て男のそれよりも遙かに高いと云ふことを斷じ得るのであつて、此の事は特に注意を要すべき重要點であると信ずる。(第八六表の一—六、第八七表の一—六参照)

第五節 職業と小兒死亡

五歳未満の小兒死亡を各職業種類及び階級に就いて觀察し、各死亡總數中、小兒死亡の占むる割合を見るに左の如き順となるのである。

交通業(五一・二九%)、公務自由業(四五・七三%)、工業(四五・六%)、商業(四二・二%)、其他の有業者(三九・五八%)、漁業(三二・六一%)、役員階級(四九・一九%)、小企業者(四三・七六%)、労働者(四四・〇七%)

而して小兒死亡中に於て各歳の占むる割合を各職業種類について見るに、何れの職業にあつても、その過半数は一歳未満が之を占めてゐる。其の中特に著しきものは漁業であつて八〇・〇%を占めてゐる。之に次ぐは商業の六六・八二%である。一歳—二歳にては公務自由業の割合高く二七・四七%を占めてゐる。又之を職業上の地位より見るに、大企業者を除いて他の社會階級にては、小兒死亡の半

數以上は一歳未満が之を占めてゐるのである。労働者階級に於ては一歳未満は六三・四五%を占むるが、一歳—二歳及び二歳—三歳に於ては全島の一般平均よりは幾分低下の傾があるけれども、三歳—四歳、四歳—五歳に至つては却つて幾分の増高を見るのである。

次に五年間に於ける生産千に對し、一歳未満乳兒の死亡が占むる割合を見るに、農業を除いては漁業の三六三・六最高位を占め、「其他の有業者」の二六五・〇之に次ぐ、已に述べたるが如く月島全體の乳兒死亡率は日本全國のそれに比して遙かに高率にあるのであるが、公務自由業、無業及び商業を除いては他は皆、その平均率よりも尙ほ上にあるのである。

社會階級より見て、労働者階級が二一八・三を示して、最高位にあるの時、大企業者の〇と相對せるは面白き現象と云はざるを得ない。(A第八八表の一及二参照)

第十三章 職業と結婚 (殊に労働者と結婚)

第一節 一般狀況

大正六年に於ける婚姻總數一八三件中、職業種類よりすれば、工業の一〇七件最高位を占めて五八・四六%を占め、商業の三三二件之に次いで一七・四九%を示し、公務自由業の二五件第三位を占めて一三・六六%を占めてゐる。之を四年平均に比すれば、工業(増高五・七六%)と公務自由業(増高一・六八%)とは増加し、商業(減少一・九三%)は低下してゐる。

之を職業上の地位より見れば、労働者の一二二件最高位を占めて六一・二%を示し、小企業者の三八件之に次いで、二〇・七七%を占め、役員は二五件、一三・六六%を示してゐる。之を四年平均に比すれば、労働者(増高六・八九%)と役員(増高二・四二%)とは増加し小企業者は三・七六%を減少してゐる。

佃島に於ては商業關係者及び小企業者が何れも約五割を占めゐるに、新佃島及び月島にては工業關係者及び労働者が五割強を示せるは各島の居住者の性質の關係上當然のこと、云はねばならぬ。(A第八九表、A第九〇表参照)

第二節 職業と婚姻種別

實數小なるを以て決定的判定を下し難きものがあるけれども、無業を除いて入夫婚姻が工業關係者にその割合多く、婿養子婚姻が公務自由業者及び交通業者に多きことを見るのである。社會階級よりすれば、入夫婚姻が役員に最も多くして、労働者之に次ぎ、婿養子が労働者階級に多きことは面白い現象と云はざるを得ない。(A第九一表参照)

第三節 職業と婚姻の月

實數甚だ小なるが故に、數の比較的多きものについてのみ觀察するに、(A第九二表参照)

工業にては、十二月最高にして、四月之に次ぎ、最も低きは八月である。

商業にては、三月最高にして、二月、九月之に次ぎ、最低は八月である。

公務自由業にては、七月最高にして、十一月之に次ぎ、最低は二、三、八月である。

又社會階級の上より見れば

小企業者にては、最高三月、次位二月であつて、最低は七月である。

役員にては、四、七、十、十二月に高く、二月に最も低い。

労働者にては、十二月最も高く、九月之に次ぎ、最低は八月である。

尙ほ普通に婚姻月と目されれる二、三月と十一月、十二月とを比較するに、

工業關係者にては、二、三月の方十一、十二月より低し。

商業關係者にては、二、三月の方十一、十二月より高し。

公務自由業者にては、二、三月の方十一、十二月より遙かに低し。

又職業上の地位より云へば

小企業者にては、二、三月の方十一、十二月よりも高く、

役員にては、二、三月の方十一、十二月よりも遙かに低く、

労働者にては、二、三月の方十一、十二月よりも低いのである。

第四節 職業と結婚年齢

先づ夫の年齢につき、實數比較的多き工業、商業及び公務自由業について考察するに、三者とも第一位を占むるものは二十五歳—三十歳の段階にして、第二位は三十歳—三十五歳である。然るに第三位は商工業に於ては二十歳—二十五歳であるけれども、公務自由業にては四十歳—四十五歳である。

三者中、比較的早婚なるは商業關係者であつて、公務自由業者は晩婚であり、工業關係者はその中間にあつて寧ろ晩婚に傾いてゐる。

又、小企業者、役員及び労働者てふ階級について考ふるに、三者とも第一位は二十五歳—三十歳であり、第二位は三十歳—三十五歳であるが、第三位は労働者及び小企業者は二十歳—二十五歳なるに役員は三十五歳—四十歳である。三者中、比較的早婚なるは小企業者であつて、役員は晩婚であり、

労働者はその中間に位してしかも晩婚に傾いてゐる。(A第九三表参照)

次に妻の年齢について、同じく比較的に實數の多き工業商業及び公務自由業につき觀察するに、三者とも第一位は二十歳—二十五歳、第二位は二十五歳—三十歳、第三位は三十歳—三十五歳(商業は十五歳—二十歳も亦同位)であつて、何れも晩婚の傾向を示してゐるのであるが、その中にて比較的早婚なるは夫の場合と同様に、商業關係者であり、工業之に次ぎ、公務自由業は最も晩婚である。又小企業者、役員及び労働者について見るに、三者とも第一位は二十歳—二十五歳、第二位は二十五歳—三十歳であるが、第三位は労働者及び役員にては三十歳—三十五歳であり、小企業者にては十五歳—二十歳である。しかして同じく晩婚の傾向を見ることが出来るのであるが、その中にも比較的早婚なるは小企業者であつて、労働者と役員との階級は同じ程度に於て遙かに晩婚の傾を見る。(A第九四表参照)

特に労働者階級に於ける結婚につき、夫妻の年齢の組合はせを見るに、夫二十五歳—三十歳と妻二十歳—二十五歳の組合はせ最も多く全婚姻の一五・八六%を占めてゐる。之に次ぐものは夫二十歳—二十五歳と妻二十歳—二十五歳の組合はせであつて九・四一%、その次ぎが夫三十歳—三十五歳と妻二十歳—二十五歳及び夫三十歳—三十五歳と妻二十五歳—三十歳の組合はせであつて九・一四%である。これによつても労働者階級に於ける夫妻相互の晩婚を見ることを得べく、更らに年齢の相近

きもの、結婚の首位を占め居ることを知り得るのである。(A第九五表の一及二参照)

第五節 職業と配偶上の身分

工業商業及び公務自由業について見るに、夫にては初婚者の割合最も多きは公務自由業であつて、工業之に次ぎ、商業は最も低い。鰥は商業多く、公務自由業之に次ぎ、工業最も少く、離別者は工業最も多く、公務自由業、商業の順となる。妻にあつては、初婚者は商業に最も多く、公務自由業之に次ぎ、工業に於て其の割合低し。寡は工業に於て最も高く、公務自由業之につき、商業最も低く、離別者も工業、公務自由業、商業の順序となつてゐる。次に小企業者、役員及び労働者について見るに夫にて初婚者の割合多きは労働者であつて、小企業者、役員の順となり、鰥は小企業者最高にして役員、労働者の順となり、離別者は役員最も多くして、労働者、小企業者は却つて少し。妻にては初婚者は小企業者に多く、労働者と役員にては低い。寡は労働者に多く、役員及び小企業者に於て少い。離別者は労働者最も高く、役員之に次ぎ小企業者最も低いのである。特に労働者階級につきて夫妻相互の身分との組合はせを觀察するに、初婚者同志の婚姻は婚姻總數の七六・六一%を占めてゐる。之に次ぐは夫の離別者と妻の初婚者との婚姻であつて五・九一%、その次ぎが夫の初婚者と妻の離別者との五・一一%、夫の初婚者と寡婦との四・〇三%である。(A第九六表、第九七表、第九八表参照)

第十四章 職業と離婚 (殊に労働者と離婚)

全體の實數甚だ少きが故に、到底斷定的考察を試み得ないのであつて、本章には唯だ労働者と離婚との關係についてのみ觀察せんと欲するのである。

大正六年に於ける離婚一八件中、労働者は七件三八・八九%を占めてゐる。四年平均に比すれば少しく増高の傾がある。而して婚姻千に付き離婚の割合は四年平均 八六・〇であつて、他の職業階級に比して、著しく低く、且つ年々減少の傾向を示してゐる。(A第九九表、第一〇〇表参照)

離婚の種別を見るに、妻が夫の家を去る離婚 九〇・六三%、夫が妻の家を去るもの 九・三七%であつて、双方婚家に留るものは之を缺いてゐる。(A第一〇一表参照)

離婚の月を見るに、六月最も多く、三月、十月之に次いでゐる。(A第一〇二表参照)

離婚の年齢は、夫にあつては、三十五歳—四十歳最も多く、二十五歳—三十歳及び三十歳—三十五歳之に次いでゐる。妻にあつては二十歳—二十五歳及び三十歳—三十五歳最も多く、三十五歳—四十歳之に次いでゐる。(A第一〇三表、第一〇四表、第一〇五表の一及二参照)

夫婦關係繼續期間を見るに、滿五年以下の者離婚總數の五割を占めてゐる。(A第一〇六表参照)

第十五章 労働者と娛樂

第一節 月島居住者と娛樂設備との關係

月島の住民は、已に述べたる所にて明かなるが如くに、その大部分が労働者並びに小企業者であつて、殊に労働者階級は全住民の六割を算する有様である(第九章第一節参照)。此の如くに筋肉労働を主とする労働者並びに其の家族の者に對しては、當然その生活の慰安としての娛樂を必要とするのである。然るに月島は、假令已に説けるが如く、他地域との連絡に於て種々の交通設備の存するものありとは云へ(第二章第二節参照)、尙ほ其の設備に遺憾尠ならず。労働時間と就眠時間とを除いて残された僅少の時間を利用して、自己殊に家族全體の慰安を享樂せんとして、或は深川門前仲町・黒江町なる娛樂地に安芝居を見、寄席に浪花節を聴き、或は京橋八丁堀の娛樂中心地に活動寫眞を觀覽し、講談落語を樂まん爲めには、渡船と比較的長途の徒歩とを必要とし、其の往復に徒らに時間を空費し、甚しく興味を殺滅するを免れ得ない。而已ならず一日、十五日並びに第一及び第三の日曜日の工場定休日を有効に利用せん爲めには、夫等に對して尙ほ十分の設備が生じて居ない憾がある。然しながら必要は實際を生んで、此の四圍に隔絶された月島は已に其内部に一箇の娛樂中心地を成立せしめ、今其の形成の中途にある。該娛樂中心地に關する調査の結果は次節以下に述ぶる所あらんと欲す

るのであるが、社會問題の一としての娛樂問題、殊に労働者生活と娛樂設備との關係と、其の完成に就いては十分の考量を費されんことを希望せざるを得ないのである。

今、月島所在の主なる工場に就いて、其の定休日を調査したるに、

A第九六號

月島所在主要工場定休日表

(大正十年三月中調査)

工場名	定休日
新 潟 鐵 工 所	毎日曜日
日 東 製 鋼 工 場	同
碌々商店製作所	同
石川島造船所	第一、第三日曜日
東京灣汽船會社月島造船所	同
月 島 鐵 工 所	同
月 島 機 械 製 作 所	同
三 村 鐵 工 所	同
小 田 電 機 工 場	同
東京精米株式會社工場	同
佃 島 製 作 所	一日、十五日

此等の定休日を十分に利用する爲めには、如何なる社會的施設を必要とするであらうか、獨身者の或者是洲崎遊廓に赴くものも尠くないであらう、又一家を打ち連れて淺草公園に一日の慰安を求むるものも可成りある様である。さりながら凡べての労働者及び其家族の全體に於て、それが毎定休日に行はるべきものと爲し得ないのである。定休日の有意義なる利用は、識者爲政者に課せられたる重要問題の一であらねばならぬ。

第二節 娛樂中心地の調査

月島の娛樂中心地は今、月島西仲通一丁目より五丁目に至る間に、其の成形を爲さんとしつゝあるのである。此の一區は兩側に商舖軒を並べ、飲食店其の間に介在し、貧弱ながらも一箇の寄席を有し、且つ雨天ならざる限り毎夜、道路の中央に各種の露店開かれて、一日の労働を終へたる労働者が労働服を纏うて工場より退出する時刻より、夜十一時頃までは、此處に華々しき一區域を出現するのである。

今調査の便宜上、西仲通一丁目(三、四番地)角より五丁目(五、六番地)角に至る道路に而せる兩側を限つて、觀察することとしたのである。而して先づ其の道路の兩側にある各商店等の業態を見るに、

A第九七號

西仲通娛樂中心地所在商店分類表

(大正八年六月三十日現在)

各業の占むる割合(%)	東側		西側		計	全島同業中占むる割合(%)
	東側	西側	東側	西側		
飲食關係日用品商	二二	一六	三三	一七	二〇	一七
保健衛生業	九五	九	一四	一四	八〇	一四
器具商	七	四	二	一	六三	一四
被服關係日用品商	一八	三三	四〇	三六	三三	三六
調理飲食物商	一五	二	二七	三〇	一五	三〇
娛樂業	二	三	一四	三五	八〇	三五
其他	一九	一四	三三	一	一八	一
計	九六	八〇	一七六	一〇〇	一〇〇	一〇〇

大觀するに、東側が娛樂的要素一層濃厚であることを知り得るのである。而して蕎麥屋、菓子屋、汁粉屋、壽司屋等の調理飲食物店と飲食店及び娛樂専門の業務とが、斯く一區劃内に二割五分近くもある地域は東京市内に於て、他に餘りに多く其の例を見得ざる所であると思ふ。全島同一業中占むる割合が日用の必需品を商ふものより漸次遠ざかり行きて、幾分奢侈的慾望に應ずる被服關係商となり、更らに娛樂業と進むに連れて、益々其の率を增高し行くことは、此の地區が娛樂中心地として存在する所以を最もよく證するものと爲し得るのである。

今、日用必需的意味を有する商店を除いて、直接又は間接に娛樂的慾望、奢侈的慾望と相關係せる商店のみを抽出して考察せんに、

A 第九八號

西仲通娛樂中心地所在被服器具關係商店分類表

(大正八年六月三十日現在)

西仲通全島	下駄屋	洋品雜貨化粧小間物店	呉服屋	瀬戸物屋
全島同業中占むる割合(%)	二四・八	二八	一〇〇	五・四

A 第九九號

西仲通娛樂中心地所在飲食物關係及娛樂關係業分類表

(大正八年六月三十日現在)

西仲通全島	蕎麥屋	汁粉屋	壽司屋	菓子屋	洋食屋	日本式小料理店	射的場	園藝集會所
全島同業中占むる割合(%)	四・一	九・四	六・三	一・三	一・七	九・五	二・一	一・五

斯くて此の地域が全島の娛樂中心地としての性質を可成りよく具備しゐるを發見するのである。此の外に此の道路を西に十數間を隔て、一寄席あり、尙ほ大正十年新春よりは一小活動寫眞館の開館を見たのである。此の如くにして漸く娛樂中心地區としての面目を完備し來らんとしつゝあるを見る。

四、瀬戸物屋一、金物屋一、刃物屋一、金網屋一、古物商六、繪葉書繪畫類店四、古本屋三、玩具店一、小物店四、際物屋五、賣藥屋三、肉フライ店二、燒鳥屋一、おでんや二、ワントン屋一、肉煮込屋一、占卜者一、計一一二。

大正九年五月一日午後八時調査によれば、

魚屋一〇、八百屋三、漬物屋二、蜜柑屋三、菓子パン屋二、アイスクリーム店二、シャツ股引足袋店四、下駒及爪皮屋五、古着屋二三、空氣枕屋一、簪櫛店三、墓口店三、蝙蝠傘屋一、人造金指環屋一、金物屋三、古物商一、バリカン屋一、繪葉書繪畫類店一、古本屋五、玩具店一、小物屋六、植木屋四、尺八笛店一、剝製小鳥類商一、肉フライ屋三、ワントン屋一、おでん屋一、計九二。

A 第一〇一號 西仲通夜の露店種別表 (大正八年十二月二十九日午後九時調査)

露店種別	大正八年十二月二十九日			大正九年五月一日			平均			各種露店の占む割合(%)
	魚屋	菓子	シヤツ	魚屋	菓子	シヤツ	魚屋	菓子	シヤツ	
魚屋	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
菓子	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
シヤツ	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
下駄	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
帽	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
身装	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
古	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
日用	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
古	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
繪葉書	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
古	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
玩	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
小	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
際	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
賣	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
雜	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
易	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
店	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三
計	八	七	七	八	七	七	八	七	七	二・三

大正九年五月に於ては、大正八年の歳晩に比して、總數に於て二〇を減じてゐるけれども、此の如きは寧ろ當然であつて、何れの土地に於ても年末には年末年始の爲めとして特殊の商品を賣ぐ露店の現はるゝを通例とする。否な却つて五月に於て、年末に比して其の減少が割合に少きことを訝かしと思はるゝ位である。兎に角、此の如き狭き地域に百前後の露店がしかも毎夜の如く羅列することは、實に驚歎に値するものがあるではないか。右の内特に著しきものは古着屋の多きことであつて、實に全數の二三・〇%を占めてゐる。又シヤツ、股引、足袋を商ふ店が比較的によくして、六・九%を占むることも、何れも土地柄をよく表はせるものと云ひ得ると思ふ。

此の如く百前後の露店が連夜店を開いて、しかも成り立ち行き得ることよりすれば、此の地域が如何に繁華であつて、住民に對する娛樂地たる位置を占めぬかは、言ふまでもなく明かであると信ずるが、上記兩回に於ける調査の際、同時に各露店の店頭に佇立しゐたる人數をも計算したのである。今、其の結果を作表すれば左の如くである。

A 第一〇二號 西仲通夜の露店々頭に立てる人員表 (大正八年十二月二十九日午後九時調査)

露店種別	大正八年十二月二十九日		大正九年五月一日		計
	男	女	男	女	
魚屋	二	一	三	八	五
菓子	一	三	三	三	三
シヤツ	三	七	七	三	三
下駄	一	三	三	三	三
帽	一	三	三	三	三
身装	一	三	三	三	三
古	一	三	三	三	三
日用	一	三	三	三	三
古	一	三	三	三	三
繪葉書	一	三	三	三	三
古	一	三	三	三	三
玩	一	三	三	三	三
小	一	三	三	三	三
際	一	三	三	三	三
賣	一	三	三	三	三
雜	一	三	三	三	三
易	一	三	三	三	三
店	一	三	三	三	三
計	一	三	三	三	三

各店の占 ひる割合 (%)	大正九年 五月一日 午後八時			大正八年 三月九日 午後九時		
	計	男	女	計	女	子供
八・六	三三	一四	八	七	一	五
三・五	一三	二	二	三	一	三
二・二	八	一	二	五	一	〇
三・五	一三	三	三	四	一	六
一	一	一	一	五	一	一
二・二	四	五	四	五	八	一〇
一・七	六	二	二	四	二	二
五・一	一九	二	四	一七	四	六
〇・三	一	一	一	五	一	三
二・〇	四	三	一	三	七	四
一	一	一	一	一	一	四
八・八	三三	三	五	八	三	三
八・六	三三	八	六	二七	六	一
一	一	一	一	一	一	三
一・六	六	一	四	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
三・七	一四	三	一	五	一	一
一〇・〇	三三	七	六	二九	五	六
一〇・〇	一〇〇	一九	七	一〇〇	一七	二

右表に依つて成年男女と子供との外出の割合が略ぼ分るのであつて、成年男は六割、成年女と子供とは各二割位の見當である。

時によつて店頭に客を引き寄せる店種に大差なきも、シャツ、股引、足袋屋が十二月と五月とにて甚しき差を呈しゐるは季節の關係と見るべく、古着屋が暮よりも五月に多きは、これ年末に押し迫りてのことなれば、已に古着屋に用無き爲めなるべく、之に反して装身具の如き手軽なるものは新年の用意にとて客を引くものなるべし。古本屋、古雑誌屋が押し迫りての年の瀬よりも、延々せる五月の

方、客を引くこと多きは當然である。

兎に角、此等の露店が調査の刹那に、其の店頭に引き寄せ居たる客の数は約三〇〇乃至三七〇であるが、之に依つても一晚の間に此の地域を往來する人の数は可成りの多數に上るべきは推察に難くあるまいと信する。然しながら試みに、右露店調査と同夜に、この娛樂中心地の中央なる西仲通三丁目の十字街頭なる巡查派出所の前に立つて、南行北行する人の数を十五分間點檢したるに、次の如き結果を得たのである。

A 第一〇三號

大正八年十二月二十九日 午後九時三十分—四十五分	南		北	
	行	行	行	行
大正九年五月一日 午後九時—十五分	一八三	三九六	二六二	四九一

十二月と五月との間に、格段の差あるは、季節の關係と調査時間の差異とによるものであると思はるゝ。尙ほ右の内、大正八年十二月の分に就いては、成年男女及び子供の區別を分つて觀察したのであつて、其の結果は

A 第一〇四號

(大正八年十二月二十九日調査)

百分比	計	北南		成年男	成年女	子供	計
		行	行				
五・九	二六三	一五六	一〇六				
三・三	一三九	七六	六三				
九・九	四四	三〇	一四				
一〇〇・〇	四四五	二六三	一八三				

之を露店々頭に立ちし成年男女及び子供の割合に對照せしむる時は、成年女約一割を増し、子供約一割を減じゐるが、成年男に至つては此處にても約六割を占めゐるを見るのである。

第三節 飲食店の調査

(一) 第一回調査

調査の便宜上娛樂中心地の東側にある一品洋食店三つを選び、大正八年十二月中午前十時—十一時、午後二時—三時及び夜七時—十時に涉つて、日曜、土曜及び十五日の定休日について調査員は各一時間交代にて現場に臨み實査して得たる結果左の如し。

a 軒

間口三間半、奥行二間、天井低くして窮風の感あり、卓四、椅子一八、電燈三、瓦斯一、花瓶三を供へ、ストローグの設あり、密音機

b 軒

を備ふ、新聞は「やまと」と「都」女中三人にして一寸美しきに、客常に多し。
 間口二間、奥行二間、卓四、椅子一五、室内裝飾に殆んど介意せざる如し、女中二人外に老婆一人あり、労働者専門と云ふも可なり。

c 軒

間口一間半、奥行三間半、卓四、椅子九、電燈二、火鉢に火氣無くして寒し、狭くるしき感あり。女中二、客最も少き店である。

A 第一〇五號

飲食店調査 (時間及客の種類と數)

月日	曜日	天候	午前			午後			午後			計
			十時前	十時	十一時	二時	三時	七時	十時	計		
十二月十四日	(勘定日)	晴寒	家	青	老	青	老	青	老	青	老	七九一
			一	一	一	一	一	一	一	一	一	
十二月十五日	(定休日)	晝曇 寒少 夜寒 雨	家	青	老	青	老	青	老	青	老	一七三
			一	一	一	一	一	一	一	一	一	

A 第一〇七號

飲食店調査 (消費金額)

摘要	客の種類		
	労働者	其他	客
人員	三三	一七	一〇
消費金額	二四・〇五〇	一五・九八〇	一・九五〇
一人平均支出額	一・〇四六	九四〇	一・二九五

(二) 第二回調査

第一回調査の結果を確かめんが爲めに、大正九年四月中第二回の調査を行つた。今度は第一回の結果によつてcの家は之を調査する必要なきと、當時店内の普請をなしつつありしとの爲めに該店は之を省きa bに就いて之を行つたのである。而して前回の経験により午前中の調査は全然不必要なるを知りしが爲めに午後二時—三時、及び夜間七時—十時の間に實査を行つたこと、前述と同様の手續によるのである。

A 第一〇八號

飲食店調査 (時間及客の種類と數)

月日	曜日	天候	午後二—三時			午後七—十時			計
			労働者	職人	其他	労働者	職人	其他	
青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	青壯老	

計	十四日		十五日		十四日		十四日	
	晴	暖	晴	暖	晴	暖	晴	暖
同								
割合	〇・八	一・五	二	三	一	二	一	二
%	二・三							
同								
割合	一・五	三	四	六	二	一	一	二
%	八・八	〇・八	六・八	八・三	二	二	二	三
同								
割合	〇・八	一・五	二	三	一	二	一	二
%	二・三							

労働者階級の來客が大部分を占めて、第一回の調査よりも遙かにその率を増加しゐるを見るのである。殊に壯年労働者が半數に近き數を占めゐるを知るのである。而して、今回も亦、一人の婦人客をも見なかつた。

次に單獨客と同伴客とを見るに、

A 第一〇九號 飲食店調査 (單獨客と同伴客)

計	労働者		職人		其他		計	
	単獨	同伴	単獨	同伴	単獨	同伴	単獨	同伴
四月十四日	九	一六					二	一八
四月十五日	八	二四					二	二四
四月十八日	八	一四					二	一八
四月二十日	八	二四					二	二八
計	三三	七六	一		一〇		四四	八八
單獨同伴の各の占むる割合	二九七	七〇三	一〇〇〇		五〇〇		五〇〇	三三三
								六六七

労働者に同伴客の甚だ多きことは此處にも亦見ることが出来るのであつて、労働者の客の第一回の當時よりも多き爲めに全體に於ける同伴者の率を著しく増高しゐるを見るのである。

A 第一一〇號 飲食店調査 (消費金額)

人	労働者		其他
	単獨	同伴	
員	六	八	三

費消金額	平均
一	四・六〇〇
二	一・三六〇
三	〇・九七五

第四節 寄席の調査

島内には唯一の興行場として寄席一つがある。間口六間、奥行八間、換氣は建築組にして暖室設備なき爲め外氣と異なる所なし、電燈六個ありて照明は十分なりと思はる。定員二百五十名。此の席亭に常に上演さるゝものは浪花節であつて、唯だ其の興行の替り目に、時によつて一晚丈け他種の演藝を特別興行として上場することがある丈けである。

今、數回に涉つて午後八時より九時迄の間に、同席に實地調査を行った、この結果を纏むる時は左の如くである。

A 第一一一號 寄席入場者性別

調査年月日	曜日	入場者		計	各日の占むる割合(%)
		男	女		
大正八年十二月十五日	月 (工場定休日)	二〇七	三三	二四〇	三三
同 同 二十日	土	七二	二	七四	七四
同 同 二十一日	日	一五	八	二三	一七

		大正九年 四月十五日 木 (工場 定休日)			
		同 十八日 日	同 二十日 火	計	男女の各の占むる割合
		一七〇	一五五	九〇〇	九二二
		二一四	二二五	八七	八八
		一八四	一八〇	九七	一〇〇〇
		一八七	一八二	一〇〇〇	一〇〇〇
			一五一		

入場者の数が工場の定休日、日曜等にその割合高く、然らざる日には低きことは、此の席亭には主として労働者の入場多さを示すものである。實查を擔當せる星野囑託の十二月の報告に曰く、「大部分は工場労働者の如く見受けたり、内に多少の商人職人風のものあり」と、又四月二十日の同氏報告にも「労働服を着けたるまゝ風呂の歸りらしく手拭をさげて来るもの少なからず」とある如く、實に工場労働者及び其の家族のものを以てその大部分を占むるのである。十二月十五日及び四月十八日に於ける自分の實查の結果によれば、

A 第一一二號 寄席入場者種別

十二月十五日	入場者		計
	工場労働者	職人 其他	
	一七三	三三	三三〇

四月十八日	入場者		計
	工場労働者	職人 其他	
	一六二	一〇	一八〇
百分比	三三四	三三	四一〇
	八一五	八〇	一〇〇〇

即ち工場労働者が其の大部分を占むるを知り得るのである。然るに入場者の男女別を見るに、九割以上まで男であつて、婦人は極めて少數に過ぎぬのである。

又小供の入場者とは見るに、星野囑託の十二月二十日の報告によれば「壯年と青年と大部分、極僅かの老年者あり、少年なし」とあるが、自分の實查の結果によれば、

A 第一一三號 寄席入場者年齢別

十二月十五日	入場者		計
	老年者	青壯年者	
	一五	二〇三	三三〇
四月十八日	五	一七五	一八〇
百分比	二〇	三七八	四一〇
	四九	九二二	一〇〇〇

青壯年者九割二分強を占めて、少年者、老年者の割合は極めて低いのである。

即ち以上を綜合する時は、此の娛樂設備は、青壯年男性工場労働者の爲めのものであつて、婦人子供とは甚だ縁遠きものであることを發見するのである。蓋しその出演の演藝種目が浪花節てふ女性及び子供に對しては、甚だ交渉薄きものなることが、其の最大の原因であらうけれども、此の寄席興行が家族的娛樂の供給所としては不適當なるものあるを知るべきである。

然るに平常の演藝なる浪花節の替り目等に一月に二回程臨時興行としてたゞ一晚丈け他種の演藝を上場する場合がある。大正八年十二月十四日の夜はかゝる機會であつて、或る奇術師の奇術が上演されたのである。所が上演の種類の変化は入場者の性質の上に非常な變化を呈するに至つた。

A 第一一四號 寄席入場者種別

月 日	演 藝	入 場 者						計
		男	女	労働者	職人	其他	老 青壯 少	
十二月十四日	奇術	三五	一〇五	二八〇	三五	三五	三五	二四五
百 分 比		七〇・〇	三〇・〇	八〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	七〇・〇

労働者及び其の家族の占むる割合には差なしとするも、其女子入場者及び子供入場者の割合が著しく増加せることは注意すべき點であつて、此處に労働者の家族本位の娛樂の片影を認め得るのである。

入場料金及び仲錢の有様を示せば、

入 場 料	二十錢	火鉢及蒲團	五 錢
煙 草 盆	二 錢	お 茶	二 錢
お 菓 子 一 つ	五 厘	ラムネ 一本	五 錢

前節並びに本節に於ける調査に關し、特に感じたることは労働者階級に對する娛樂、殊に同階級の家庭生活に於ける娛樂慰安の設備の不備てふ點である。十四日の勘定受取日に於て飲食店が割合に閑散で、日本式小料理店も亦同様閑寂であつた（此等は青壯年男子の享樂場所である）のに反して、家族本位の興行を爲したる寄席は満員以上の盛況を呈して、洋食店に於ては出前物が甚だ多かつたことは、家族を目標とする適當なる娛樂的設備の出現を要望するものではあるまいか。

第五節 労働者と飲酒

労働者が一つの慰安として飲酒をなす風あるは、否むべからざる事實であるが、如何なる範圍に於て之れが行はれつゝあるかを知らんと欲し、大正八年七月中、月島第一第二小學校在學四五年男女生徒一千百七十三名及び其の中の労働者家族の兒女六百五十九名（月島在住兒童のみに限らず）について之れに關する質問を提示し、これに對する筆答を整理し左表を得たのである。

A 第一一五號

労働者家族と飲酒

比 例	生徒 全體	飲酒せざる家			飲酒する家			不 詳	計
		四五六年 生徒全體	右の中 労働者 兒女	計	四五六年 生徒全體	右の中 労働者 兒女	計		
例	労働者 兒女								
		四二七	四一七	七四九	四三〇	一七		一一七三	
		三三六	三五五	六三九	六五三	〇六		一〇〇〇	
		三三六	三五五	六三九	六五三	〇六		一〇〇〇	

全生徒の家族中、飲酒するもの六三・九%であるが、労働者の家族丈けを抜き来れば、六五・三%を占むる有様である。

今此の飲酒する家族を取つて、家族の中何人が飲酒するかを見るに、

A 第一一六號

労働者家族中飲酒するもの

比 例	生徒 全體	家族中飲酒するもの						計
		父	母	父 母	父或は母の 外に家人	外母以 外の者	何人 明か	
例	労働者 兒女							
		五九一	一〇二	二九	七一	七九	二二	一〇〇〇
		三五三	一三	二八	四六	七九	一六	一〇〇〇
		三五三	一三	二八	四六	七九	一六	一〇〇〇

月島全體の有様と特に労働者家族とに於て、其の間に大した差あるを認め得ぬのであるが、唯だ少しく異なるは、労働者の間に父のみの飲酒するもの、率少しく高く、父或は母の外に他の家人も共に飲酒する家族の率少しく低きことであつて、これは労働者の家族形態が、他の階級のそれと比して一層單純なるものあり、即ち尊卑屬親を含むこと少きが爲めであると思はる。

第六節 労働者の讀物としての新聞紙

労働者階級に對し一種の娛樂的價值と教化的價值とを有する新聞紙は如何なる程度、如何なる範圍、如何なる種類に於て購讀されてゐるのであらうか、この問題を研究せんが爲め、自分は前節と同一方法により大正八年七月中月島第一第二尋常小學校在學四五年男女生徒に筆答を求め之を整理したのである。尙ほ月島との對照の爲めに、これと同時に神田區東松下町所在千櫻尋常小學校在學四五年男女生徒四三五名について同一方法による調査を爲したのである。

A 第一一七號

労働者と新聞紙

月島（四五六年） 全生徒	新聞を購讀 せざる家		新聞を購讀 せざる家		不 詳	計
	計	比	計	比		
	九三三	二二三	二二三	七		一一七三

る。中外商業新報が全く無くて、萬朝報が最高位を占むることも面白き現象と云はねばならぬ。都新聞が神田にては高位にあるが月島にては總體に低位にあり、毎日新聞が其の反對に神田に少くして月島に多いことも亦興味ある對照と云はねばならぬ。

第十七章 労働者兒女と生活

第一節 労働者兒女と駄菓子屋

兒童の生活、殊に労働者兒女の生活と駄菓子屋とは可成りに密接なる關係がある様に想はるのであるが、今、月島全島に於ける駄菓子屋の數を調ぶるに、

A 第一二〇號

(大正八年六月三十日現在)

	駄菓子屋數	大正八年末 現住戶數	駄菓子屋 一に對する戶數
佃島	七	六三三	九〇
新佃島	三三	一八七七	五七
月島一號地	六四	五〇九三	八〇
月島二號地	二七	一七五〇	六五
計	一二三	九三五三	七二

兎に角かゝる小地域に一二三の駄菓子屋があると云ふことは、寧ろ驚かるゝ事柄ではあるまいか。而してその一つに對する戶數が佃島に於て最も多く、月島一號地之に次ぎ、新佃島及び月島二號地